

海部構想区域地域医療構想推進委員会
公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等作業部会 設置要領

(目的)

第1 令和2年1月17日付け医政発0117第4号厚生労働省医政局長通知「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」を受け、海部構想区域地域医療構想推進委員会に「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等を行う作業部会」(以下「作業部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 作業部会は、海部構想区域における公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等(以下「再検証等」という。)に関することについて所掌する。

(組織)

第3 作業部会の構成員は別表に掲げる者とする。

2 作業部会に部会長を置く。

3 部会長は、構成員の互選により定める。

(運営等)

第4 作業部会は、津島保健所長が招集する。

2 部会長は、会務を総理する。

3 部会長が必要と認めるときは、作業部会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会の公開)

第5 作業部会は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例(平成12年3月28日愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報(以下「不開示情報」という。)が含まれる事項について議題とする場合又は作業部会を公開することにより当該作業部会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、当該作業部会がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りでない。

2 作業部会の議事録及び資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合は、作業部会の議事録及び資料のうちの当該部分は非公開とする。

3 作業部会の議事録の内容については部会長の確認を得る。

4 作業部会の議事録及び資料は5年間保存する。

(報告)

第6 作業部会を開催したときは、その結果を次回の海部構想区域地域医療構想推進委員会へ報告する。

(庶務)

第7 作業部会の庶務は、津島保健所が行う。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営に関して必要な事項は、津島保健所長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年3月11日から施行する。

別表

海部構想区域地域における公立・公的病院の長